

教育委員会制度改革に係る動向

「教育委員会等の在り方について(第二次提言)」

(平成25年4月15日教育再生実行会議)(抄)

1. 地方教育行政の権限と責任を明確にし、全国どこでも責任ある体制を築く。
このような観点を踏まえ、以下のような方向性で教育委員会制度を抜本的に改革することが必要です。

○ 地方公共団体における教育行政の責任体制を明確にするため、首長が任免を行う教育長が、地方公共団体の教育行政の責任者として教育事務を行うよう現行制度を見直す。首長による教育長の任命・罷免に際しては、議会の同意を得ることとし、議会が教育長の資質・能力をチェックする。

○ 教育長を教育行政の責任者とすることに伴い、教育委員会の性格を改め、その機能は、地域の教育の在るべき姿や基本方針などについて闊達な審議を行い、教育長に対し大きな方向性を示すとともに、教育長による教育事務の執行状況に対するチェックを行うこととする。

○ 政治的中立性等を確保するため、特に、教育長が教育の基本方針や教育内容に関わる事項を決定する際には、教育委員会で審議することとするなどの制度上の措置を講ずる。



「今後の地方教育行政の在り方について」(平成25年4月25日中央教育審議会諮問)(抄)

具体的には、以下の点を中心に御審議をお願いいたします。

1 教育委員会制度の在り方について

第一に、教育委員会制度の在り方についてであります。

教育再生実行会議から示された地方教育行政の責任体制を明確にするため、「首長」が任免する「教育長」を地方公共団体の教育行政の責任者とするとの改革の方向性を踏まえ、「教育長」、「教育委員会」、「首長」の法的位置付けや権限、相互の関係など教育委員会制度の見直しの具体的な在り方について、御検討をお願いします。その際、

○ 「教育長」の任期や罷免の要件など「首長」と「教育長」の関係をどのように考えるか。

○ 「教育委員会」が果たすべき役割や「教育委員」の任命の方法をどのように考えるか。

○ 教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保するために、「教育委員会」がどのような権限を持ち、責任を負うべきか。

といった具体的な制度設計を中心に御検討をお願いします。



現在、中央教育審議会教育制度分科会において4回審議を行っており、今後、本年秋頃を目途に中間まとめを、年内に答申を取りまとめ、平成26年通常国会に改正法案を提出予定。

